

秋田県告示第184号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成30年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
鹿角市花輪字用野目17番地13 農事組合法人用野目ファーム 代表理事 工藤義哉	鹿角市花輪字用野目232番 2の内、233番2の内、234 番2の内、235番2の内、 241番2の内、242番2の 内、254番の2の内、346の 内、347の内、348の内、 350の内、351の内、352の 内、353の内	147.572メー トル	7.35～7.38メ ートル	平成30年3月15日